調査票

以下の各問について，該当する番号に「○」印をつけてください。

（「その他」に該当する場合は，（　　　　　）に具体的な内容を記入してください。）

問１．「日韓ワーキング・ホリデー制度」を熟読しましたか。

答１．　①　はい　　　　　　　　②　いいえ

問２．「日韓ワーキング・ホリデー制度」の趣旨や就労制限等について理解し，同意しますか。

答２．　①　はい ②　いいえ

問３．あなたの主たる訪日目的は何ですか。

答３．　①　観光 ②　異文化体験

③　就労 ④　その他（　　　　　　　　　　）

問４．日本において就労することを予定していますか。

答４．　①　はい ②　いいえ

問５．（問４．で①と回答した方のみ）すでに就労先は決まっていますか。

答５．　①　はい ②　いいえ

問６．（問５．で①と回答した方のみ）求職方法は以下のどれでしたか。

答６． ①　知人の紹介

②　新聞，雑誌，インターネット（具体的に　　　　　　　　　　　　　　）

③　韓国国内の業者を通じた斡旋

④　その他（　　　　　　　　　）

問７．（問５．で②と回答した方のみ）想定している求職方法は以下のどれに該当しますか。

答７． ①　知人の紹介

②　新聞，雑誌，インターネット（具体的に　　　　　　　　　　　　　　）

③　その他（　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日

　　本人署名

（別添）

日韓ワーキング・ホリデー制度案内

１．概要・制度趣旨

　日韓ワーキング・ホリデー制度は，日韓間の取決めに基づき，各々の国が，相手国の青少年に対して他方の国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため，自国において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための付随的な就労を相互に認める制度です。

２．大韓民国国民に対するワーキング・ホリデー査証発給要件

我が国は，定められた発給枠の範囲内で，おおむね次の要件を満たす大韓民国の国民に対し，１年間有効なワーキング・ホリデーのための一次入国査証を発給しています。

（１）大韓民国に居住する大韓民国の国民であること。

（２）主として休暇を過ごすために日本に入国する意図を有すること。

（３）査証申請時の年齢が原則として**満１８歳以上満２５歳以下**（相応の事情があると認められる場合は満３０歳以下）であること。

（４）子を同伴しない者であること。

（５）有効な旅券と帰国のための切符（又は切符を購入するための資金）を所持すること。

（６）滞在の当初の期間に生計を維持するために必要な資金（おおむね２５０万ウォン）を所持すること。

（７）健康であること。

（８）以前にワーキング・ホリデー査証を発給されたことがないこと。

（９）日本で生活するために必要最低限度の日本語能力を有する，あるいは習得する意欲を有すること。

３．申請手続

大韓民国内の日本国大使館又は総領事館に対して申請を行うことが必要です。

４．就労等について

　我が国は，ワーキング・ホリデー査証を所持する方に対して，日本国内での最長１年間の休暇を過ごす活動と，そのために必要な旅行資金を補うための報酬を受ける活動に従事することを認めています。ただし，風俗営業等，ワーキング・ホリデー制度の趣旨に反するとみなされる職種に従事することはできません。来日中に職業の斡旋を希望する場合には，全国のハローワーク及び東京，大阪，名古屋に所在する「外国人雇用サービスセンター」を利用できます。

　○　通訳を配置しているハローワーク <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html#topics>

　○　「東京外国人雇用サービスセンター」

　　　“Tokyo Employment Service Center for Foreigners”<http://www.tfemploy.go.jp/>

　　　　所在地：東京都新宿区歌舞伎町2-42-10　ハローワーク新宿３階 電話番号：03-3204-8609

　○　「大阪外国人雇用サービスセンター」

　　　“Osaka Employment Service Center for Foreigners”<http://www.osaka-rodo.go.jp/hw/gaisen/>

　　　　所在地：大阪市北区梅田1-2-2　大阪駅前第２ビル１５階 電話番号：06-6344-1135

　○　「名古屋外国人雇用サービスセンター」

　　　“Nagoya Employment Service Center for Foreigners”<http://www2.aichi-rodo.go.jp/gaikokujin/>

　　　　所在地：愛知県名古屋市中区栄4-1-1　中日ビル１２階 電話番号：052-264-1901

５．その他

来日した外国人が入国後，住所を定めた場合には，国民健康保険への加入義務が生じます。